

## 令和4年度 事業計画

本年度の事業実施に当たっては、当協会の定款（第3、4条）に記載された「適正飲酒等の思想の普及・啓発、20歳未満の者の飲酒の防止やアルコール飲料に関する正しい知識の普及・啓発等」を目的として、引き続き普及・啓発、学術、広告審査の3事業を中心に展開することとしている。

令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げとなるが、飲酒開始年齢は引き続き20歳であるため、20歳未満飲酒防止の啓発資料として、児童生徒の成長に応じた効果的な啓発を図るため、令和3年度から令和4年度にかけて、文部科学省の学習指導要領を参考に小・中・高校向けに3分冊化して作成する。

協会の主要3事業の概要としては、普及・啓発事業（公1事業会計）の主な事業として、機関紙「お酒と健康」、情報誌「NEWS&REPORTS」を定期刊行、アルコール関連問題啓発週間（11/10～16）に合わせ、当協会主催で講演会を実施する。

学術事業（公2事業会計）では、アルコール飲料と健康に関する医学情報を収集し、当協会のホームページで一般公開する。

広告審査事業（公3事業会計）では、飲酒に関する連絡協議会が策定した「酒類の広告・宣伝及び酒類容器に関する自主基準」の遵守状況を審議し、その審議結果を報告する。

### 1. 公益目的事業

#### (1) 普及・啓発事業（公1事業会計）

##### 1. 普及・啓発資料の作成・発行事業

アルコール飲料に関する知識及び適正な飲酒習慣に関する思想の普及並びに20歳未満の者の飲酒防止に関する啓発を内容とする機関誌「お酒と健康」（年1回発行）、情報誌「NEWS&REPORTS」（年3回発行）やリーフレット等を作成・提供する。

##### 2. 自治体・学会・大会等に対する資料情報提供事業

- ① 都道府県、市区町村、保健所、酒類業団体等に対し、「適正飲酒」及び「20歳未満の者の飲酒防止」に関する当協会作成・発行の啓発資料（機関誌、情報誌、リーフレット等）を提供する。
- ② 当協会の活動方針と方向性を一にする内容をもつ学会・大会及び学校などにおけるアルコール健康教育に対し、当協会作成・発行の啓発資料（情報誌、リーフレット等）を提供する。

### 3. インターネットによる情報提供

お酒と健康（飲酒の基礎知識、適正飲酒の10か条、20歳未満の者の飲酒防止等）、お酒と文化等の資料、講演会の記録集等をホームページ上に掲載し、広く一般の方々に情報提供をする。

### 4. 書籍の頒布事業

- ① 当協会作成・発行の情報誌、リーフレットや書籍等（手引き「お酒と健康ライフ」、ハンドブック「アルコールと健康」、リーフレット「女性と飲酒」・「高齢者と飲酒」、20歳未満飲酒防止教材等）を低廉な価格で頒布する。
- ② アルコール関連問題啓発週間（11/10～16）関連のイベントとして、一定期間、上記①のリーフレット、書籍等を更に低廉な価格で頒布する。

### 5. 後援事業

当協会の活動方針・目的に沿った内容をもつ学会・大会等のイベントに対し、要請に応じ、後援団体としての当協会の名義使用を認め、当該イベントを側面からバックアップする。

### 6. 取材・問合せ等への対応事業

適正飲酒、飲酒運転防止、20歳未満の者の飲酒防止等に関する新聞・TV・雑誌等のメディア関係者や自治体、企業、一般消費者等からの取材・問合せ等に対応する。

### 7. 講演会・セミナー等事業

アルコール関連問題啓発週間（11/10～16）に合わせ、当協会主催で飲酒と健康に関する講演会を実施する。適正飲酒・20歳未満の者の飲酒防止等について、消費者、保健所・市区町村保健センターの職員、学校関係者、栄養指導者、アルコールに関係する団体や酒類業界等に向け普及・啓発を行う。

### 8. 助成事業

酒類業中央団体連絡協議会からの協力を得て、当協会の活動方針とその方向性を一にする内容をもつ学会・団体及びその学会・団体が実施するイベント等に対し、助成を行い、当協会のPR・活動の充実を図る。

## (2) 学術事業（公2事業会計）

1. 疫学・予防、基礎研究（病理・生理・薬理）、臨床・治療（内科系）、臨床・治療（精神科系）について収集。本年度も4名の先生方に医学情報の収集レビューを依頼し、その要旨をとりまとめ、ホームページ上の「アルコールと健康に関する最新の医学情報」コーナーで情報提供をする。（ビール酒造組合からの委託事業など）

### **(3) 広告審査事業**（公3事業会計）

1. 酒類の広告・宣伝に関する消費者等からの苦情・相談への対応を行い、関係者へ状況報告をする（ノンアルコール飲料に関するものを含む）。
2. テレビ・新聞・雑誌等の酒類の広告・宣伝に関する業界策定自主基準の遵守状況等についての審査・検討を行い、関係者へ状況報告をする（ノンアルコール飲料に関するものを含む）。
3. 上記2の審査結果の概要について、ホームページ上で公開する。

## **2. 収益事業等**

当面、公益目的事業のみを実施する。従って、収益事業等に該当する事業はない。